

令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

高齢者における貧困率の低下:公的年金と家族による私的扶養¹

研究分担者 渡辺久里子(国立社会保障・人口問題研究所企画部研究員)

研究分担者 四方理人(関西学院大学総合政策学部准教授)

1. はじめに

公的年金は、老後(退職後)に貧困陥ることを防止する機能があると同時に、高齢者が家族による扶養に依存することなく生活を維持する役割を果たす。実際に、近年になるほど子と同居する高齢者の割合は低下しており、1980年の時点では65歳以上を含む世帯のうち50%が三世帯同居であったが、2015年には12%にまで低下し、一方単独世帯の割合が11%から26%に上昇した(厚生労働省『国民生活基礎調査』より)。公的年金が家族による私的扶養を代替し、高齢者の貧困を十分に防ぐことができているかについては検証する必要がある。ヨーロッパ地域のうち多くの国々では、貧困リスクが高齢から若年にシフトしているが、日本では高齢者の貧困率が現役世代のそれより高くなっている[OECD, 2017]。日本においても公的年金が成熟化することで給付水準が高まったが、高齢者における急速な家族形態の変化に十分に対応できていない可能性もある。

そこで本稿では、1986年から2016年の厚生労働省『国民生活基礎調査』(以下、「国生」という)を用いて、公的年金と家族の私的扶養による高齢者における貧困削減効果について検討を行う。1986年は、国民年金の開始後25年が経過し、当時の最低拠出期間を満たす年金受給者が現れだす時期であり、かつ基礎年金が導入され、年金制度が成熟化に向かう時期である。しかしながら、その後の少子化の影響より、2000年の年金改正において給付乗率が引き下げられ、2010年代にはマクロ経済スライドの発動などによって、実質的な給付水準の引き下げが行われた²。給付水準の引き下げは、公的年金の防貧機能を減退させた可能性があるが、一方で被用者年金受給者数は上昇しており、公的年金の再分配効果がどのように推移していたかは自明でない。

また同期間は、前述したように高齢者にとっては三世帯同居世帯が低下し高齢単身世帯が増加した時期であると同時に、現役世代にとっては非正規労働者数が増え、平均就労収入が低下した時期であるといえる。これらの背景から、家族による私的扶養能力の限界も指摘されており³、家族と同居することによる防貧機能も減退していた可能性がある。一方で、現役世代では未婚化が進んでおり、三世帯同居の割合は減少しているが高齢者が未婚の子と同居する家族形態の割合は増加している。

¹ 本研究は、令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」の助成により実施された。また、総務省「全国消費実態調査」および厚生労働省「国民生活基礎調査」、「老齢年金受給者実態調査」の調査票情報の提供を受け、独自集計したものである。そのため、公表されている数値と必ずしも一致しない。調査票情報の提供においてご協力頂いた関係者各位に深く御礼申し上げます。なお、本研究は筆者らの所属機関の見解を示すものではなく、また全ての誤りは筆者らに帰する。

² 社会保障審議会年金数理部会[2020]『公的年金財政状況—平成30年度』では、被用者年金の平均年金月額が、受給者全体の平均加入年数が伸長する中で減少傾向にある要因として、報酬比例部分の給付乗率の引下げ、定額部分の定額単価の引下げ等を挙げている。

³ たとえば、百瀬[2015:67]。

そこで本稿では、高齢者の家族類型別に、就労収入等の高齢者の当初所得、公的年金、同居家族の収入、といった所得の種類別の段階により相対的貧困率がどのように変化するかを比較的長期間のデータを用いて検討を行う。そこから、公的年金と私的扶養が果たしてきた防貧機能について検証を行いたい。

2. 先行研究

日本における貧困の特徴は、高齢者の相対的貧困率が高いことである。OECD 加盟国でみると、2000年代半ばまでは、高齢者が最も貧困リスクの高い年齢グループであった。ところが、リーマンショックを契機として子ども・若者の貧困リスクが悪化し、2010年代においては高齢者よりも子どもの貧困率の高い国のほうが多くなったのに対し、日本においては高齢者の貧困率のほうが高い状況が続いている[OECD, 2019; 渡辺・四方, 2018]。OECD 加盟国における高齢者の貧困率と年金の所得代替率の関係を検証した海野[2009]は、低年金者の所得代替率が高い国においては、高齢者の貧困率が低いことを明らかにしている。また、日本は所得代替率が最も低いグループに属しており、2004年の年金改正によって、年金の定額部分(=基礎年金)の給付水準が下がることから、貧困リスク回避の機能を欠いていると指摘している。

このように日本においては高齢者の貧困は現在においても解消されていない問題であり、これまでも多くの実証研究が蓄積されている⁴。先駆的な研究として山田[2000]は、1996年の厚生省『国民生活基礎調査』の個票データを用いて、所得・消費と資産の組み合わせから、生活保護基準未満世帯の割合を推計している。その結果、資産を考慮することによって生活保護基準未満世帯の割合は変動すること、高齢単独女性を含む65歳以上世帯主世帯やひとり親世帯の基準未満率が高いことを示している。

高齢者の世帯類型別に貧困率を推計した Murozumi and Shikata[2008]では、総務省『全国消費実態調査』を用いた分析から、1989年から2004年にかけて高齢者の貧困率は低下していたものの、依然として、高齢者の貧困率は高く、特に単身女性の貧困率が顕著であると述べている。

高齢者の貧困の規定要因を分析した研究としては、原田他[2001]、清家・山田[2004]、山田[2010]、山田他[2011]がある。これらの結果をまとめると、高学歴である場合は貧困に陥る確率が下がること、女性の場合は配偶者との死別によって貧困に陥る確率が上がることが挙げられる。特に高齢単身女性については、貧困に陥る最大の要因は夫との死別に伴う就労収入の喪失であること、また喪失を埋め合わせるだけの公的年金給付水準が十分でない可能性があることが指摘されている。

このように高齢女性の貧困率が高いことから、稲垣[2015]と稲垣[2016]は、マイクロ・シミュレーションの手法を用いて、将来の貧困率を推計している。シミュレーションの分析から、有配偶や死別の場合は夫の年金や遺族年金があるため、貧困線以下になることは少ない一方で、未婚や離別の女性の場合は貧困線以下になることが多くと指摘している。この背景には女性の場合は給与水準が低いこと、厚生年金への加入率も低いことから本人の年金額が低くなることから、結果として高齢男性よりも貧困率の上昇が大きくなることを指摘している。

以上のように、これまでの先行研究においても高齢者の貧困について実証的な研究が行われてきた。しかしながら、多くの研究では貧困の規定要因の分析に焦点が置かれており、公的年金や家族との同居が高齢者の貧困率に与えた影響についての長期的な変化について明らかにされていない。そのため、公的年金が成熟化することで貧困削減効果がどの程度機能してきたのか、もしくは、給付水準の削減が貧困率に与える影響があったのかなどが検証されてこなかったといえる。そこで本研究では、1986年～2016年の30年間の「国生」を用いて、所得の種類別から貧困率の検証を行うことで、これらの課題について検証を行いたい。

⁴ 以下、高齢者の貧困率についての先行研究レビューについては、渡辺[2017]に基づく。

3. 分析手法

(1) 使用データ

本稿では、厚生労働省「国民生活基礎調査」(「国生」)の個票データを用いる。「国生」は、世帯の所得・貯蓄の状況、社会保険の加入状況、介護状況、健康状況等について毎年実施されている調査統計であり、3年に1度大規模調査が行われる。大規模調査年においては、世帯票と健康票は約27万7千世帯(世帯員約68万8千人)、介護票は介護保険法の要介護者及び要支援者の約6千人、所得票・貯蓄票は約5万世帯(世帯員約12万5千人)が調査されている⁵。

本稿では、1986年から2016年の大規模調査年における世帯票と所得票を統合したデータを用いる⁶。これにより、基礎年金の導入期から、日本が経済不況に陥った1990年後半、そして公的年金の実質的な給付額の引き下げが行われた2010年代中頃までの状況を分析することができるだろう。

本稿の分析で用いた世帯の可処分所得の定義は、次の通りである。

可処分所得＝稼働所得(＝雇用者所得＋事業所得＋農耕・畜産所得＋家内労働所得)＋財産所得＋社会保障給付金(＝公的年金・恩給＋雇用保険＋児童手当等＋その他の社会保障給付)＋仕送り＋企業年金・個人年金等＋その他の所得－税・社会保険料(＝所得税＋住民税＋社会保険料＋固定資産税)

また等価可処分所得は、可処分所得を世帯人員数の平方根で除した金額である。なお、稼働所得について、5000万円を超える収入のサンプルは除外した。

(2) 国民生活基礎調査による年金の把握

ところで、世帯の所得の状況は、統計調査によって異なることが指摘されている⁷。そこで、本稿において「国生」を用いた分析をする前に、どの程度高齢者世帯の所得、特に公的年金額の把握ができているのか、2016年の「国生」と厚生労働省「年金制度基礎調査(老齢年金受給者実態調査)平成28年」(以下、「受給者調査」という)と総務省「平成21年全国消費実態調査」(以下、「全消」という)を用いて確認をしたい。

「受給者調査」は、公的年金(国民年金、厚生年金など)を受給している人における、生活状況、就業状況、世帯状況などを総合的に把握し、年金が果たしている役割を捉えることを目的に実施されている。同調査の年金額は、基礎年金番号に基づき、日本年金機構が支給額を入力するため、過少報告や無回答といった調査統計における問題が起きず、正確な年金額を把握することができる。ただし、調査対象者が、老齢年金を対象としたものが4年に2回、遺族年金受給者と障害年金受給者を対象としたものがそれぞれ4年に1回ずつ順番に調査が行われるため、3つの年金の受給状況を同時には把握することはできない。本稿で使用する老齢年金受給者を対象とした2016年の「受給者調査」のサンプルサイズは、約1万3千である。

一方、「全消」は、世帯の収支、資産、耐久消費財等について総合的に行われている5年毎の調査であり、サンプルはおおよそ6万世帯(うち単身世帯が5千世帯)である。世帯所得と車の保有等を含めた資産が分かる大規模公的データは「全消」のみである。ここでは、2009年調査による年金額を記載となり、他の調査の調査年次が異なる。

表1は、3調査における個人総所得額の比較である。「受給者調査」の公的年金額は日本年金機構から実

⁵ 2019年大規模調査年における調査対象数である。

⁶ 「国生」は、調査年前年の所得を調査していることから、図中では調査年前年の表記としている。

⁷ 大沢[2014]、佐野他[2015]、内閣府・総務省・厚生労働省[2016]、渡辺・四方[2018]など。

際に支払われた年金額が把握されているものの⁸、それ以外の収入は、「国生」や「全消」と同様にアンケート調査による回答者が記入する方法がとられている。そして、「国生」と「全消」は2種類の金額を表記している。「国生①」および「全消①」は、公的年金がゼロである者も含み、「国生②」と「全消②」は公的年金がゼロである者を除いた結果である。「受給者調査」は、老齢厚生年金もしくは老齢国民年金を受給している者が対象であるため、国民年金と公的年金がゼロである者は含まれていない。したがって、「受給者調査」との比較においては「国生②」と「全消②」を用いる。

まず、男性の個人総所得については、「国生②」における個人総所得が最も低く、続いて、「受給者調査」、「全消②」となっており、特に「全消②」と「国生②」の差は約45万円と乖離が大きい。女性の場合、「国生②」と「全消②」はほぼ同程度であるが、65～69歳においては「受給者調査」が20万円ほど大きくなっている。

表1:個人総所得の男女別年齢別の比較

	個人総所得(万円/年)					所得記入割合	
	国生①	国生②	受給者調査	全消①	全消②	国生	全消
男性							
65-69	326.8	332.0	334.9	375.6	374.1	88.9%	90.3%
70-74	272.5	285.8	321.3	316.7	320.2	93.3%	91.9%
75-79	263.1	244.0	278.9	279.9	294.7	91.6%	90.2%
80+	220.1	244.0	240.3	249.8	274.6	89.2%	84.4%
年齢計	275.7	282.3	295.6	319.7	327.6	90.5%	89.8%
女性							
65-69	131.9	147.2	164.7	135.7	145.8	84.0%	85.6%
70-74	114.9	130.1	145.9	128.0	139.4	85.7%	85.4%
75-79	113.1	128.1	140.5	119.9	138.1	85.2%	81.1%
80+	108.7	127.5	146.8	104.6	132.4	84.3%	74.2%
年齢計	117.5	133.8	149.7	123.4	139.8	84.7%	81.9%

注:国生①および全消①は、公的年金がゼロである者も含み、国生②と全消②は公的年金がゼロである者を除いた結果である。

出所:筆者ら作成。

続いて、表2から3調査における公的年金額の比較を行おう。個人の年金額についても「国生②」が最も低く、続いて「受給者調査」、「全消②」の順に高くなっていることが分かる。そして、「国生」と「受給者調査」では、受給している年金の種別がわかるため、年金制度別にみると、男女ともに基礎年金・国民年金のみの受給者については、「受給者調査」と「国生②」はほぼ同水準にある。しかしながら、厚生年金を受給している場合、男女ともに「受給者調査」が「国生②」より10万円ほど高く、また、その他共済年金等を受給している場合では、2調査の乖離は大きくなっている。

したがって、「国生」は「受給者調査」と比べて年金額が10万円程度低くなっておりになっており、高齢者の年金額が過小記入の可能性がある。一方で、調査年次が異なるため厳密な比較はできないが、「全消」は「受給者調査」よりも年金額が高くなっている。

⁸ 厳密に言えば、基礎年金・厚生年金は日本年金機構から支払われた年金額が入力されており、共済年金は回答者本人が記入している。

表 2: 公的年金額の男女別年齢別比較

男性						女性					
国生①	国生②	受給者調査	全消①	全消②		国生①	国生②	受給者調査	全消①	全消②	
年金計(万円/年)						年金計(万円/年)					
65-69	145.2	163.4	177.8	182.6	202.4	65-69	78.7	93.7	104.0	87.3	102.1
70-74	166.3	178.2	191.0	193.9	211.0	70-74	86.9	101.4	108.1	93.2	109.1
75-79	167.6	182.9	201.6	197.4	218.8	75-79	88.8	104.2	114.5	94.5	116.5
80+	161.1	180.6	206.9	177.5	210.2	80+	95.1	112.7	128.8	83.5	112.6
年齢計	158.4	175.0	193.3	187.8	209.3	年齢計	87.4	103.3	115.5	89.2	108.8
基礎年金・国民年金(万円/年)						基礎年金・国民年金(万円/年)					
65-69	55.3	66.4	67.2			65-69	53.0	65.6	65.0		
70-74	64.1	72.6	68.1			70-74	54.6	68.1	65.9		
75-79	58.1	68.7	65.1			75-79	55.7	67.2	63.1		
80+	53.4	66.5	65.3			80+	48.8	60.7	58.5		
年齢計	56.8	68.1	66.0			年齢計	52.3	64.7	61.8		
厚生年金(万円/年)						厚生年金(万円/年)					
65-69	159.7	169.2	176.1			65-69	87.8	97.6	101.1		
70-74	176.5	183.5	187.4			70-74	99.6	109.8	109.9		
75-79	182.8	192.7	200.7			75-79	106.5	118.5	123.9		
80+	181.9	194.7	209.5			80+	116.9	131.8	145.9		
年齢計	173.1	182.7	191.8			年齢計	100.9	112.4	121.2		
その他共済年金等(万円/年)						その他共済年金等(万円/年)					
65-69	192.0	201.7	233.4			65-69	131.9	147.6	184.9		
70-74	221.0	229.5	245.4			70-74	165.0	169.1	197.3		
75-79	228.1	237.0	274.3			75-79	156.7	172.2	216.0		
80+	229.0	248.7	303.8			80+	162.0	181.6	208.0		
年齢計	216.0	228.1	265.3			年齢計	155.3	170.9	201.7		
年金が個人所得に占める割合						年金が個人所得に占める割合					
65-69	44.4%	49.2%	53.1%	48.6%	54.1%	65-69	59.7%	63.7%	63.1%	64.3%	70.0%
70-74	61.0%	62.3%	59.4%	61.2%	65.9%	70-74	75.6%	78.0%	74.1%	72.8%	78.3%
75-79	63.7%	75.0%	72.3%	70.5%	74.2%	75-79	78.5%	81.3%	81.5%	78.8%	84.3%
80+	73.2%	74.0%	86.1%	71.0%	76.6%	80+	87.5%	88.4%	87.7%	79.9%	85.0%
年齢計	57.5%	62.0%	65.4%	58.8%	63.9%	年齢計	74.4%	77.2%	77.1%	72.2%	77.8%

注 1: 国生①および全消①は、公的年金がゼロである者も含み、国生②と全消②は公的年金がゼロである者を除いた結果である。

注 2: 「全消」では、どの年金を受給しているかは調査されていない。

出所: 筆者ら作成。

4. 分析結果

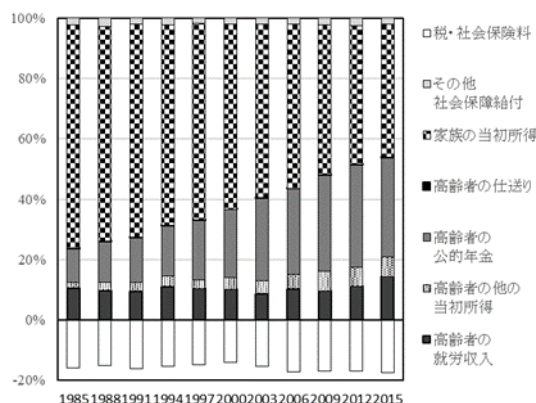
本稿では、高齢者の就労収入や資産収入といった当初所得に、公的年金給付を追加した場合、その他家族の当初所得を追加した場合など、各所得段階における相対的貧困率を測定することによって、高齢者自身による自助、公的年金による貧困削減効果、高齢者が子と同居することによる私的扶養、それぞれの推移について検証する。

まず、分析に用いる所得の構成割合の確認を行う。図 1 は、1985 年～2015 年における高齢者を含む世帯所得の構成割合であり、税・社会保険料を引く前の総収入を 100 としている。高齢者の就労所得が、高齢者を含む世帯における総所得に占める割合は、1985 年に 11%であったが、2003 年には 9%に低下したものの、2015 年には 14%まで上昇している。この背景には、65 歳以上の高齢者における自営業の減少により 2000 年代前半まで就労率は低下したものの、その後非正規雇用の割合が上昇したことによると考えられる[四方, 2019]。

同じく高齢者の就労所得以外のその他の当初所得については、1985年から上昇を続けている。これは、財産所得(利子・地代)や個人年金・企業年金の所得が増えたことによる。

次に、公的年金のシェアは、1985年11%であったが一貫して上昇を続け、2015年には33%となっている。一方で、家族の当初所得のシェアは低下を続け、1985年に74%であったが、2015年には44%となり、30%ポイント低下している。以上のことから、高齢者の世帯収入において、家族の当初所得の減少を公的年金が補ってきたことが見て取れる。

図1: 世帯所得の構成割合の推移



注: 税・社会保険料を引く前の総収入を100としている。

出所: 「国生」より筆者ら作成。

図2は、世帯所得の構成割合を家族類型ごとにみたものである。いずれの世帯類型においても、世帯所得にしめる高齢者の公的年金の割合は上昇していることが分かる。また、子と同居している世帯においては、同居する家族の当初所得が世帯所得占める割合は50%を上回っており、主な所得となっている。ただし、子が有配偶である場合は、1985年の79%から2015年の66%への13%ポイントの低下であったのに対し、無配偶では同期間において78%から54%へ24%ポイントも低下している⁹。現在においては、子と同居していることによる私的扶養の水準は、子の配偶関係により異なっていることが分かる。

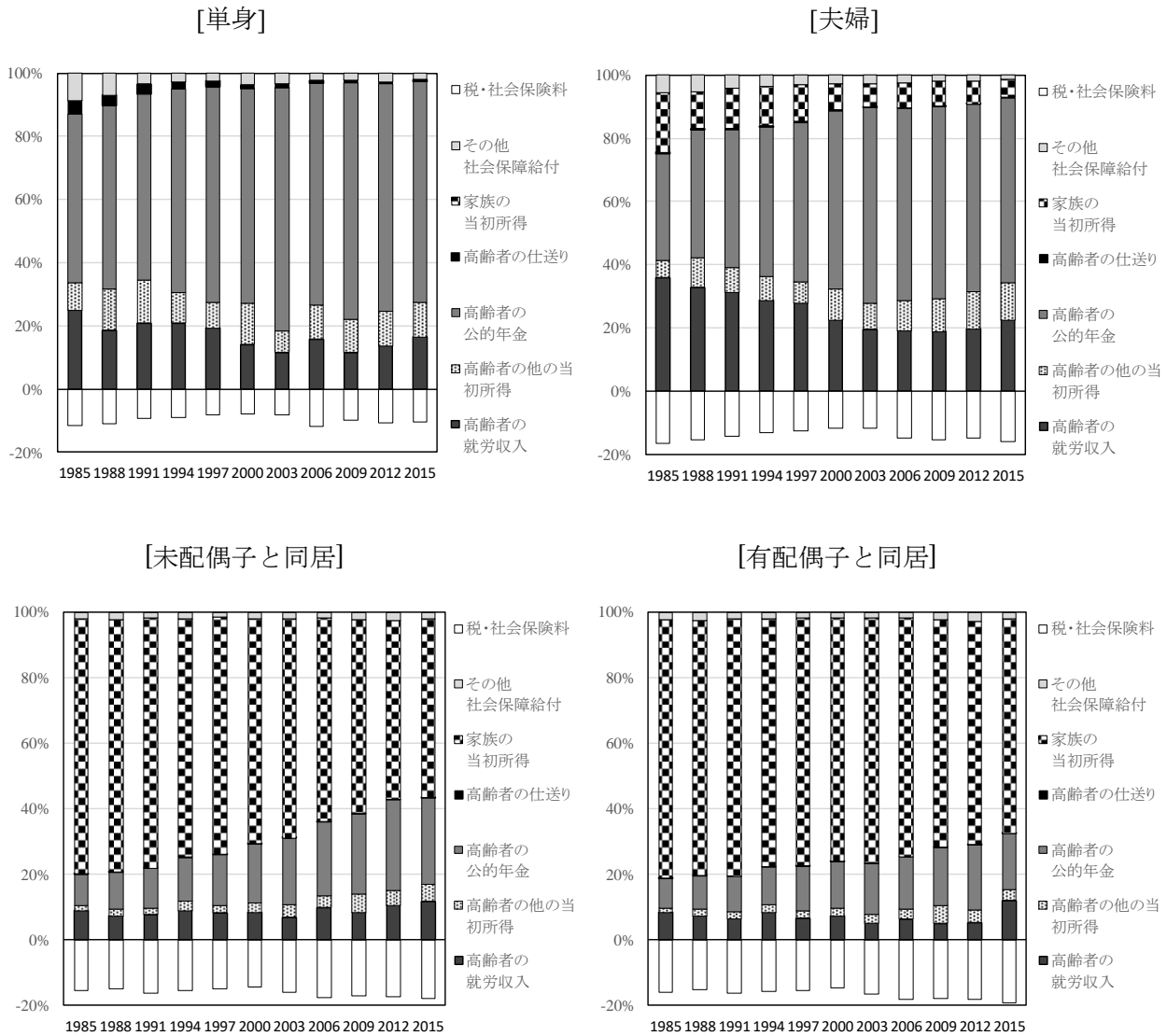
以上のような世帯所得の変化が、高齢者の貧困率にどのような影響を与えているかについて、以下の5つの所得段階を設定し、それぞれの所得段階における貧困率の測定を行う。

- ① 高齢者本人の当初所得¹⁰/√世帯内の高齢者数
- ② (高齢者本人の当初所得+年金)/√世帯内の高齢者数
- ③ (高齢者本人の当初所得+家族の当初所得)/√世帯人員数
- ④ (高齢者本人の当初所得+年金+家族の当初所得+その他の社会保障給付)/√世帯人員数
- ⑤ (高齢者本人の当初所得+年金+家族の当初所得+その他社会保障給付-税・社会保険料)/√世帯人員数

⁹ なお、無配偶の子と同居する高齢者の世帯においては、等価化した家族の当初所得をCPIで実質化した額も1985年から2015年において大きく下落していた。

¹⁰ 当初所得は、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得、財産所得、家賃・地代、利子・配当金、企業年金・個人年金、その他の所得の合計である。

図 2: 世帯類型別世帯所得の構成割合の推移



注: 税・社会保険料を引く前の総収入を 100 としている。

出所: 「国生」より筆者ら作成。

まず、①の高齢者の当初所得は、就労所得だけでなく、資産収入や企業年金・個人年金も加えている。②は、①に公的年金給付を加えたものである。したがって、①から②への相対的貧困率の変化は、公的年金による貧困削減効果を示すと考えられる。③は、高齢者の当初所得 (①)に公的年金ではなく、同居家族の当初所得を含めたものであり、世帯の当初所得となる。①から③への相対的貧困率の変化は、家族と同居することによる貧困削減効果を示すと考えられる。さらに、①→②、①→③の相対的貧困率の変化幅を比較することで、公的年金と私的扶養それぞれの貧困削減効果がどのように推移してきたかを示すことができるだろう。

そして、④は、①に公的年金と同居家族の当初所得を加え、その他の社会保障給付を加えた世帯の総所得となる。⑤はそこから税・社会保険料を控除した場合、すなわち可処分所得となる。なお、等価尺度については①～②は世帯内の高齢者数の平方根とし、③～⑤は世帯員数の平方根としている。したがって、①と②は、仮にすべての高齢者が高齢者のみで生活した場合の相対的貧困率と考えることができる。そして、③～⑤は実

際に高齢者が家族と同居している場合でみた相対的貧困率を推計していることになる。ただし、いずれの場合も相対的貧困線は、各年の等価化処分所得から求めた同じものを用いている。

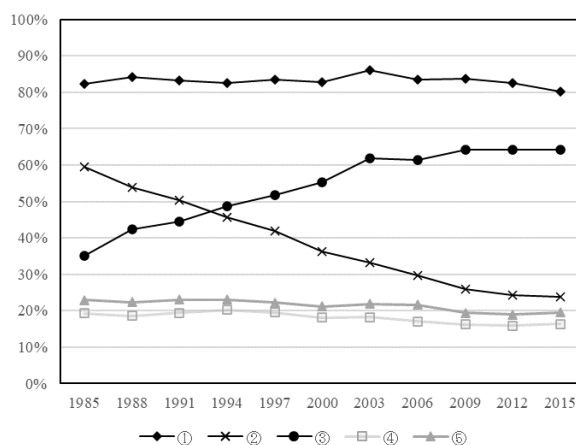
図 3 は、所得段階別にみた高齢者の相対的貧困率の推移を示している¹¹。まず、高齢者の当初所得(①)をみると、1985 年から 2015 年にかけて 80% 台前半していることがわかる¹²。ここに公的年金を加えた相対的貧困率は(②)、1985 年では 59%であり、高齢者の当初所得の貧困率(①)から 23%ポイントの低下であったが、2015 年では 24%となり 56%ポイントも低下させることになる。これは、端的に公的年金の貧困削減効果が大きく改善したことを意味する。

続いて、高齢者の当初所得(①)に公的年金ではなく家族の当初所得を考慮した貧困率 (③) は、1985 年には 35%となっており、①の貧困率から 47%ポイントと大幅に下落していることがわかる。しかし、2015 年の③の貧困率は 64%となっており、①からの低下幅は 16%ポイントにまで縮小している。このことから、家族と同居することによる貧困削減効果が、同期間に大きく低下していたことが分かる¹³。公的年金と非高齢の同居家族の私的扶養の貧困削減効果については、1985 年時点では後者が大きかったが、1994 年以降逆転し、前者のほうが大きくなっていることがみてとれる。

世帯の当初所得(③)に、高齢者の公的年金および公的年金以外の社会保障給付(=生活保護、児童手当、雇用保険給付等)を加えた世帯の総所得(④)でみると、1985 年からの 30 年間でわずかに低下しているが、大きな変化は見られない。すなわち家族扶養による貧困削減効果の低下と社会保障による貧困削減効果の上昇がほぼ同じ程度で推移したため、結果として高齢者の貧困率の変化は小さいものにとどまったといえる。

なお、世帯の総所得から税・社会保険料拠出を差し引いた、世帯の可処分所得(⑤)でみると、④よりわずかに相対的貧困率は上昇するが、④と⑤は平行に推移していることが分かる。

図 3: 高齢者の相対的貧困率の推移



注: 図中の凡例は、①高齢者の当初所得、②高齢者の公的年金、③世帯の当初所得、④世帯の総収入、⑤世帯の可処分所得を示す。

出所:「国生」より筆者ら作成。

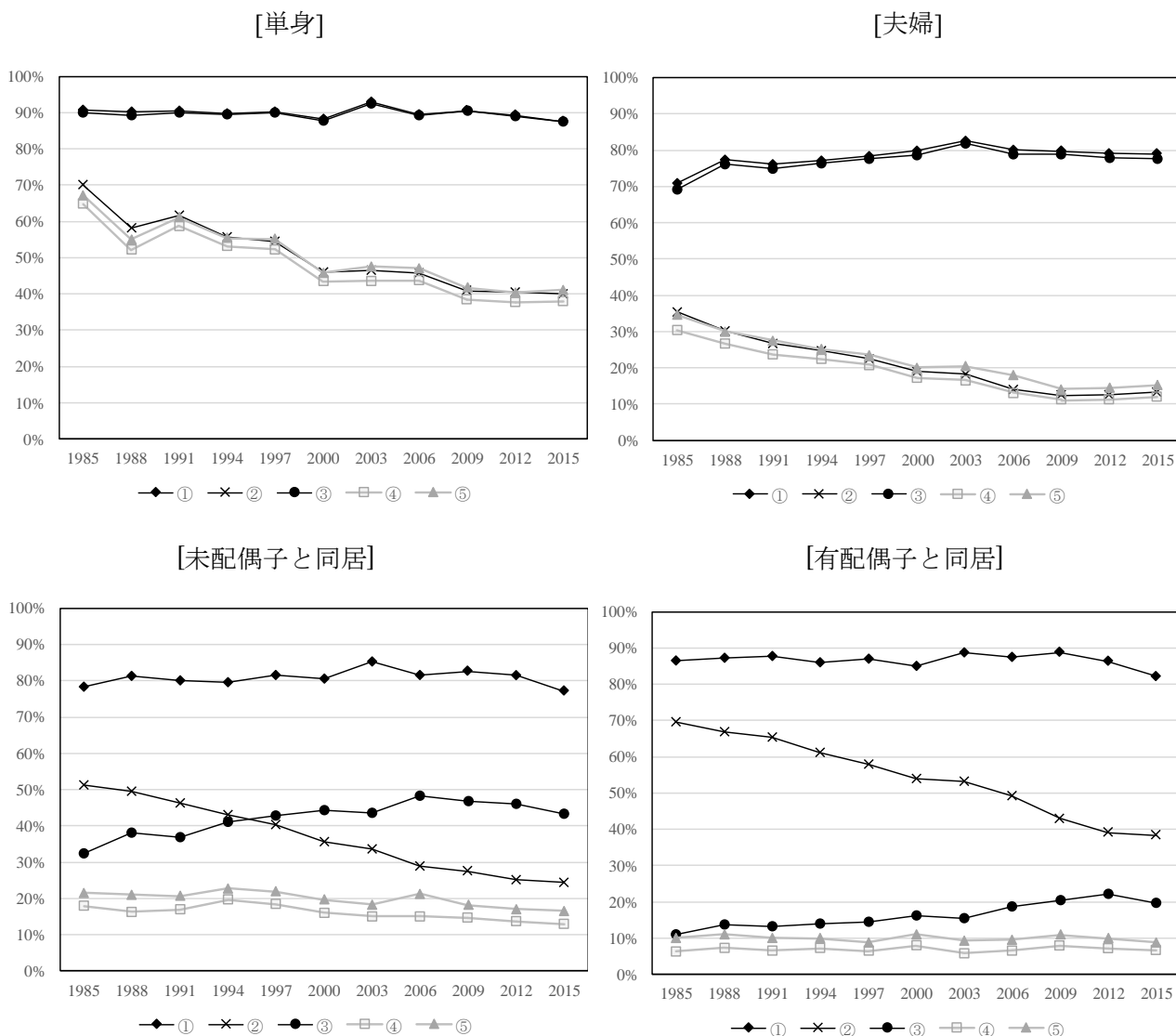
¹¹ 本稿の附表として、高齢者の就労収入を用いて推計した相対的貧困率の推移も示している。

¹² なお、高齢者の就労収入のみでも貧困率を測定すると、当初所得よりは貧困率は高いものの、当初所得の貧困率とほぼ平行に推移していた。

¹³ 図 1 からわかるように、高齢者への仕送り額はわずかであることから、貧困削減効果はどの期間においてもほとんど観察されなかった。このことから、家族の私的扶養は仕送りではなく同居のほうが貧困削減効果は大きかったと言える。

図4は、図3と同様に所得段階別の相対的貧困率を、高齢者の世帯類型別にみたものである。まず、単身世帯と夫婦世帯では、高齢者の当初所得の相対的貧困率(①)は、単身世帯が高いものの、1988年以降どちらも横ばいで推移している。そして、公的年金を加えた貧困率(②)は、単身世帯、夫婦世帯ともに1985年から大きく低下していることわかる。ただし、公的年金による貧困削減効果は、夫婦世帯のほうが大きく、結果として、可処分所得でみた2015年の相対的貧困率は夫婦世帯で15%であるのに対し、単身世帯では40%を超えており、単身世帯の貧困リスクの高さがみて取れる。

図4:世帯類型別高齢者の相対的貧困率の推移



注: 図中の凡例は、①高齢者の当初所得、②高齢者の公的年金、③世帯の当初所得、④世帯の総収入、⑤世帯の可処分所得を示す。

出所:「国生」より筆者ら作成。

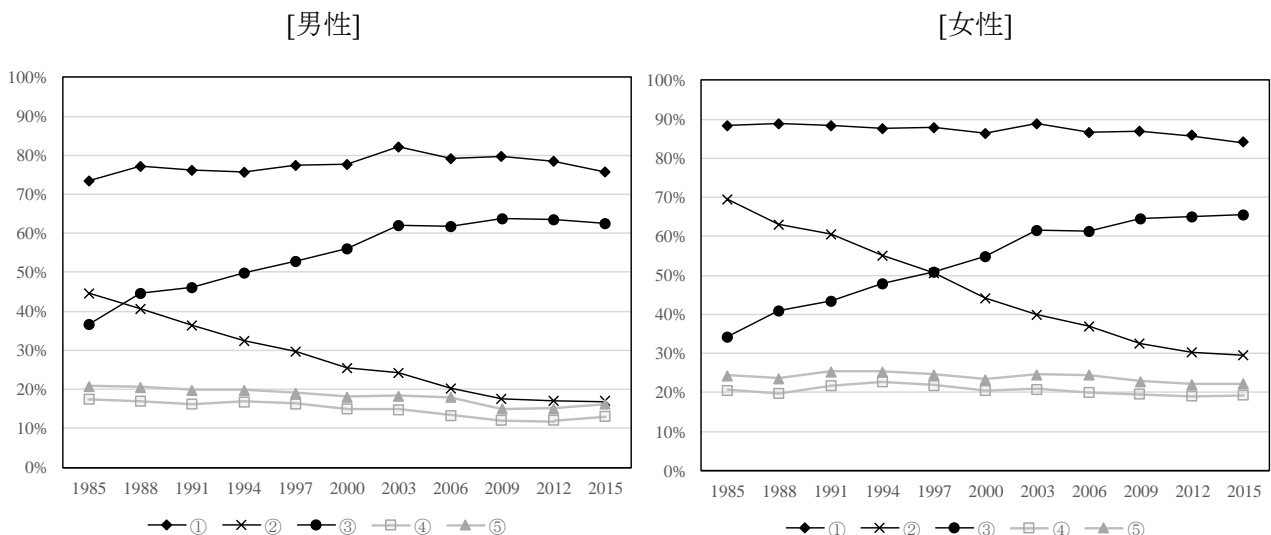
次に、子と同居する高齢者については、子の配偶関係により貧困率および公的年金による貧困削減効果が異なる。まず、無配偶の子と同居する高齢者の当初所得による貧困率は、有配偶の子と同居の場合より低くな

っている(①)。そのうえ、公的年金による貧困削減効果は、無配偶の子と同居する方が大きい(②)。一方で、公的年金ではなく、同居家族による当初所得を加えた場合の貧困率(③)では、無配偶の子と同居の場合より、有配偶の子と同居の貧困率が低くなる。そして、この同居家族の当初所得による貧困削減効果は、1985年では無配偶の子の場合46%ポイント、有配偶の子の場合76%ポイントであり、2015年では無配偶の子の場合34%ポイント、有配偶の子の場合62%ポイントと現在においても非常に大きい。特に、有配偶の子と同居する場合の貧困率の削減効果は大きく、世帯の可処分所得でみた貧困率は、2015年では無配偶の子と同居する場合が17%であるが、有配偶の子と同居する場合は9%と現役世代の貧困率より低い水準となっている。

したがって、年金による貧困削減効果は、無配偶の子と同居の場合で大きく、同居する家族による貧困削減効果は、有配偶の子と同居する場合で大きいといえる。

続いて、男女別の相対的貧困率の推移(図5)をみたい。まず高齢者の当初所得でみた相対的貧困率(①)は男性よりも女性のほうが一貫して高いことが分かる。公的年金を加えた相対的貧困率についても(②)、1985年時点では、男性については29%ポイントの貧困削減効果であったが、2015年には59%ポイントも相対的貧困率を引き下げており、その効果は著しい。一方で女性における公的年金の貧困削減効果は、1985年時点では19%ポイント、2015年で55%ポイントであり、男性より貧困削減効果が小さい。これは、1985年まで専業主婦が国民年金に任意加入であったこと、被用者年金に適用されていた女性が少なく拠出期間も短くなっており、さらに標準報酬が低かったことが影響していると考えられる。時代が進むにつれて、公的年金による貧困削減効果は女性でも高まっていったが、2015年時点でもなお、女性の公的年金による貧困削減効果は男性より小さく、当初所得での貧困率の高さもあり、公的年金を考慮した女性の貧困率は男性より10%ポイントほど高くなっている。なお、ここでの公的年金収入は世帯で合計され高齢者人員数で等価化されているため、夫婦の場合男女で同一の年金収入となっているが、それにもかかわらず、公的年金の貧困削減効果は男女で異なることとなる。

図5:男女別高齢者の相対的貧困率の推移



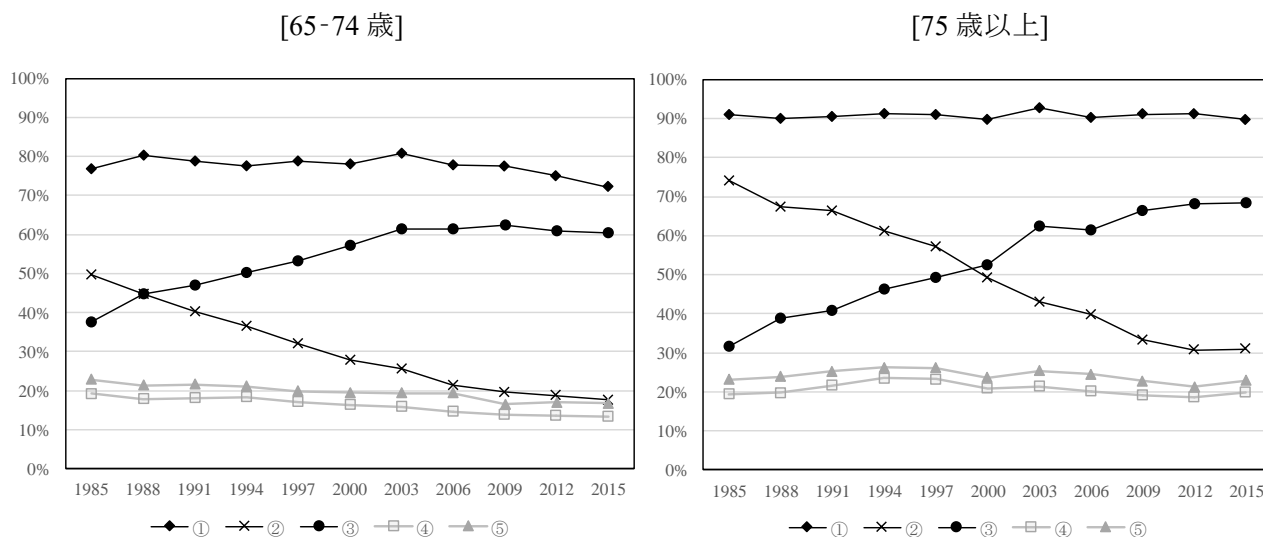
注:図中の凡例は、①高齢者の当初所得、②高齢者の公的年金、③世帯の当初所得、④世帯の総収入、⑤世帯の可処分所得を示す。

出所:「国生」より筆者ら作成。

一方で、家族扶養による貧困削減効果は、男性より女性で大きく、公的年金を考慮した貧困率(②)と世帯の総収入でみた貧困率(④)は、2015年時点で男性では5%ほどの差であるが、女性では10%ポイントほど低下する。それでも、女性の当初所得による相対的貧困率の高さと公的年金による再分配効果が小ささの結果、可処分所得でみた場合、男性よりも女性のほうが相対的貧困率は高くなっている。

図6は、前期高齢者(65～74歳)と後期高齢者(75歳以上)の相対的貧困率の推移である。まず、高齢者の当初所得でみた貧困率は(①)、前期高齢者のほうが低くなっている。これは、就労率が後期高齢者よりも高いことが影響していると考えられる。高齢者の当初所得に公的年金を追加した貧困率では(②)、1985年時点では前期高齢者のほうが相対的貧困率の低下幅は大きい、後期高齢者における貧困削減効果が大きく上昇したことによって、2015年時点では後期高齢者における貧困率の低下幅のほうが大きくなっている。しかしながら、後期高齢者における世帯の当初所得でみた貧困率(③)は大幅に上昇しており、家族扶養による貧困削減効果が大きく低下したことがうかがえる。その結果、1985年から2015年にかけての可処分所得でみた貧困率は、前期高齢者では低下したが、後期高齢者では低下していない。

図6:年齢別高齢者の相対的貧困率の推移



注:図中の凡例は、①高齢者の当初所得、②高齢者の公的年金、③世帯の当初所得、④世帯の総収入、⑤世帯の可処分所得を示す。

出所:「国生」より筆者ら作成。

5. おわりに

本稿では、公的年金と家族扶養による高齢者の貧困削減効果の推移について分析を行った。その結果、主に以下4つが明らかとなった。第1に、1985年から2015年にかけて公的年金による貧困削減効果は大きく上昇していた一方で、家族との同居による貧困削減効果は大幅に低下したことが分かった。このことから、公的年金による高齢者に対する防貧機能が高まることで、家族との同居が減少することによる扶養能力の低下を補ってきたと評価できる。ただし、公的年金の防貧効果が高まったことにより、家族との同居の必要もなくなったとも考えられ、ここではその因果関係を同定することはできない。

第2に、子と同居している高齢者については、家族扶養の貧困削減効果は大きい。特に、子が有配偶であ

る場合の家族扶養の貧困削減効果は大きい。一方で、子が無配偶の世帯では、子が有配偶の場合より、年金による貧困削減効果は大きいが家族扶養の貧困削減効果は小さい。また、高齢単身者の貧困率は、公的年金による貧困削減効果により低下したものの、現在においても有配偶の子と同居する高齢者の4倍の貧困率となっている。したがって、高齢者における有配偶の子との同居の減少と単身世帯の増加による家族扶養の減少は、高齢者全体でみた公的年金による貧困削減効果の上昇を一定程度相殺してしまっているといえるだろう。

第3に、公的年金による貧困削減効果は、男女ともに上昇してきたものの、女性のほうがその効果は低く、その結果として、高齢女性の相対的貧困率のほうが高いことが分かった。現在の高齢女性は、被用者年金に適用されていた女性が少なく拠出期間も短くなっており、さらに標準報酬が低かったことが影響していると考えられる。OECD加盟国においても、高齢女性のほうが高齢男性よりも相対的貧困率が高い傾向にあるが、北欧諸国等、賃金や就労率の男女差が小さいと、貧困率の差も小さくなっている。寿命が伸長する中、女性のほうが長寿であることを踏まえると、高齢者の貧困率を削減するにあたっては、高齢女性への対策が必要となろう。

第4に、前期高齢者と後期高齢者ともに公的年金の貧困削減効果が高まり、家族扶養による貧困削減効果が低下したが、後期高齢者における家族扶養による貧困削減効果の低下幅が大きく、結果として、1985年から2015年にかけて前期高齢者では貧困率が低下したが、後期高齢者では同じ貧困率の水準に留まった。今後は、特に高齢者における単身割合の増加だけではなく、マクロ経済スライドにより年金が引き下げられることにより高齢者の貧困率の上昇が予想されている[稲垣 2013;2015]。家族扶養および公的年金の貧困削減効果がともに低下することが考えられ、現在の就業者における厚生年金の適用拡大等の対策を迅速に進める必要がある。

最後に本稿の限界を述べると、所得段階ごとの高齢者の相対的貧困率の推移を検証したものの、貧困率低下の要因や詳細な寄与度まで分析できていないといえる。Shorrocks[2013]で分析されているように、今後は、貧困率の変化に対する複数の要因の効果を測定するため、回帰分析やシャプレイ値を用いた寄与度分解の手法を用いることなどによるさらなる研究が必要であろう。

参考文献

- 原田謙・杉澤秀博・小林江里香・Liang Jersey, 2001, 「高齢者の所得変動に関連する要因—縦断調査による貧困のダイナミクス研究」『社会学評論』52:382-297.
- 稲垣誠一, 2013, 「高齢者の同居家族の変容と貧困率の将来見通し—結婚・離婚行動変化の影響評価」『季刊・社会保障研究』48(4):396-409.
- 稲垣誠一, 2015, 「年金改正・物価上昇が将来の高齢世帯の貧困にもたらす影響」『貧困研究』15:34-44.
- 稲垣誠一, 2016, 「第3号被保険者制度廃止の財政的影響と貧困率の将来見通し」『日本年金学会誌』35:30-35.
- 百瀬優, 2015, 「公的年金」土田武史編著『社会保障論』成文堂:65-93.
- Murozumi, Masako and Masato Shikata, 2008, "The Structure of Income in Elderly Households and Relative Poverty Rates in Japan from the Viewpoint of International Comparisons," Luxembourg Income Study Working Paper, No. 483.
- 内閣府・総務省・厚生労働省, 2015, 『相対的貧困率等に関する調査分析結果について』
<https://www5.cao.go.jp/keizai3/kakusa/20151218kakusa.pdf> (最終アクセス日:2020年6月28日)

- OECD, 2017, Preventing Ageing Unequally, OECD Publishing, Paris
- OECD, 2019, Pensions at a Glance 2019: OECD and G20 Indicators, OECD Publishing, Paris
- 大沢真理, 2014, 『生活保障のガバナンス—ジェンダーとお金の流れで読み解く』有斐閣.
- 佐野晋平・多田隼人・山本学, 2015, 「世帯調査の方法と調査世帯の性質—世帯構成, 年収, 学歴に関する比較」『フィナンシャル・レビュー』122:4-24.
- 清家篤・山田篤裕, 2004, 『高齢者就業の経済学』日本経済新聞社.
- 四方理人, 2019, 「高年齢者における就労と貧困」『貧困研究』23:16-26.
- Shorrocks, F. Anthony, 2013, “Decomposition procedures for distributional analysis: a unified framework based on the Shapley value”, *Journal of Economic Inequality*, 11:99–126.
- 田中聡一郎・四方理人・駒村康平, 2013, 「高齢者の税・社会保障負担の分析—『全国消費実態調査』の個票データを用いて—」『フィナンシャル・レビュー』115号:117-133.
- 海野恵美子, 2009, 「老齢年金の給付水準と貧困回避機能についての一考察—OECD 諸国間の比較を通して—」『浦和論叢』40:1-27.
- 渡辺久里子, 2017, 「相対的貧困率の推移とその要因—先行研究レビューから—」『我が国の貧困の状況に関する調査分析研究 平成 28 年度総合研究報告書(厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業) 政策科学推進研究事業(研究代表者: 泉田信行)』.
- 渡辺久里子・四方理人, 2018, 「日本における貧困率の推計」駒村康平編著『福祉+ α ⑩ 貧困』ミネルヴァ書房:51-62.
- 山田篤裕, 2000, 「社会保障制度の安全網と高齢者の経済的地位」国立社会保障・人口問題研究所編『家族・世帯の変容と生活保障機能』東京大学出版会:199-226.
- 山田篤裕, 2010, 「高齢期の新たな相対的貧困リスク」『季刊社会保障研究』46(2):111-126.
- 山田篤裕・小林江里香・Jersey Liang, 2011, 「なぜ日本の単身高齢女性は貧困に陥りやすいのか」『貧困研究』7:110-122.
- 山田篤裕, 2012, 「高齢期における所得格差と貧困」橋木俊詔編著『福祉+ α 格差社会』ミネルヴァ書房:147-164.

附表

付 1: 高齢者の相対的貧困率の推移(%)

	高齢者の 就労収入	高齢者の 当初所得	高齢者の 公的年金	家族の 当初所得	世帯の 総収入	世帯の 可処分所得
	①'	①	②	③	④	⑤
1985	84.6	82.4	59.5	35.2	19.3	23.0
1988	87.2	84.2	53.8	42.5	18.6	22.3
1991	86.8	83.4	50.5	44.6	19.5	23.0
1994	86.1	82.7	45.7	48.8	20.3	23.0
1997	86.8	83.5	41.8	51.7	19.5	22.3
2000	87.4	82.7	36.2	55.4	18.1	21.1
2003	89.9	86.0	33.3	61.9	18.2	21.9
2006	88.3	83.4	29.6	61.5	17.1	21.6
2009	89.5	83.7	25.9	64.2	16.2	19.4
2012	88.6	82.5	24.3	64.3	15.9	19.0
2015	86.4	80.3	23.8	64.1	16.4	19.6

出所:「国生」より筆者ら作成。

付 2a: 世帯類型別高齢者の相対的貧困率の推移(%) - 単身 -

	高齢者の 就労収入	高齢者の 当初所得	高齢者の 公的年金	家族の 当初所得	世帯の 総収入	世帯の 可処分所得
	①'	①	②	③	④	⑤
1985	92.8	90.6	70.0	90.0	64.9	67.2
1988	94.2	90.2	58.3	89.3	52.1	55.0
1991	93.6	90.5	61.7	89.9	58.7	61.1
1994	92.9	89.8	55.8	89.4	53.2	55.4
1997	93.3	90.3	54.5	89.9	52.3	55.2
2000	93.6	88.3	46.0	87.8	43.5	45.9
2003	95.4	93.0	46.4	92.6	43.6	47.6
2006	93.2	89.4	45.7	89.1	43.8	47.0
2009	94.3	90.6	40.8	90.4	38.4	41.8
2012	94.0	89.3	40.5	89.0	37.6	40.4
2015	92.3	87.6	39.9	87.6	38.0	41.0

出所:「国生」より筆者ら作成。

付 2b: 世帯類型別高齢者の相対的貧困率の推移(%) - 夫婦 -

	高齢者の 就労収入	高齢者の 当初所得	高齢者の 公的年金	家族の 当初所得	世帯の 総収入	世帯の 可処分所得
	①'	①	②	③	④	⑤
1985	73.8	71.0	35.4	69.2	30.4	34.6
1988	81.7	77.4	30.3	76.2	26.6	30.0
1991	80.7	76.3	26.8	75.0	23.7	27.5
1994	81.7	77.3	24.8	76.5	22.4	25.2
1997	82.6	78.5	22.5	77.6	20.8	23.5
2000	85.6	79.9	19.0	78.7	17.2	20.0
2003	87.3	82.7	18.2	82.0	16.6	20.5
2006	86.3	80.2	14.1	78.9	13.1	17.9
2009	86.8	79.8	12.3	79.0	11.3	14.1
2012	86.3	79.2	12.5	77.8	11.3	14.4
2015	85.4	79.0	13.2	77.8	12.0	15.3

出所:「国生」より筆者ら作成。

付 2c: 世帯類型別高齢者の相対的貧困率の推移(%) -未婚子と同居-

	高齢者の 就労収入	高齢者の 当初所得	高齢者の 公的年金	家族の 当初所得	世帯の 総収入	世帯の 可処分所得
	①'	①	②	③	④	⑤
1985	81.4	78.4	51.3	32.3	17.9	21.5
1988	84.2	81.3	49.6	38.2	16.3	21.0
1991	83.6	80.0	46.3	37.0	17.0	20.7
1994	83.3	79.7	43.1	41.1	19.7	22.7
1997	84.9	81.6	40.3	42.8	18.4	21.8
2000	85.4	80.5	35.7	44.2	16.0	19.6
2003	88.8	85.3	33.7	43.5	15.0	18.3
2006	85.6	81.6	28.9	48.3	15.1	21.3
2009	88.6	82.6	27.5	46.9	14.7	18.2
2012	87.1	81.5	25.2	46.1	13.6	17.1
2015	84.6	77.2	24.4	43.2	12.8	16.6

出所:「国生」より筆者ら作成。

付 2d: 世帯類型別高齢者の相対的貧困率の推移(%) -既婚子と同居-

	高齢者の 就労収入	高齢者の 当初所得	高齢者の 公的年金	家族の 当初所得	世帯の 総収入	世帯の 可処分所得
	①'	①	②	③	④	⑤
1985	88.3	86.5	69.7	10.9	6.4	10.0
1988	89.4	87.2	66.9	13.8	7.3	11.0
1991	90.3	87.7	65.4	13.2	6.6	10.0
1994	88.8	86.1	61.2	13.8	7.2	10.0
1997	89.6	87.0	57.9	14.5	6.4	8.8
2000	88.3	85.0	53.9	16.1	8.0	11.0
2003	92.3	88.9	53.3	15.5	5.8	9.3
2006	90.9	87.4	49.2	18.6	6.5	9.6
2009	93.3	88.8	43.0	20.5	7.7	11.0
2012	91.7	86.4	39.1	22.1	7.2	9.9
2015	86.4	82.2	38.3	19.8	6.6	8.8

出所:「国生」より筆者ら作成。

付 3a: 男女別高齢者の相対的貧困率の推移(%) -男性-

	高齢者の 就労収入	高齢者の 当初所得	高齢者の 公的年金	家族の 当初所得	世帯の 総収入	世帯の 可処分所得
	①'	①	②	③	④	⑤
1985	76.5	73.5	44.7	36.6	17.4	20.8
1988	81.1	77.3	40.7	44.7	17.0	20.5
1991	80.4	76.3	36.4	46.1	16.2	19.8
1994	79.8	75.7	32.5	50.0	16.9	19.8
1997	81.4	77.5	29.8	52.9	16.3	19.1
2000	83.0	77.6	25.5	56.2	15.0	18.1
2003	86.5	82.1	24.4	62.1	14.8	18.4
2006	84.6	79.3	20.2	61.7	13.4	18.0
2009	86.3	79.7	17.5	63.8	12.0	15.0
2012	85.2	78.4	17.0	63.4	12.0	15.1
2015	82.5	75.6	16.9	62.5	12.9	16.2

出所:「国生」より筆者ら作成。

付 3b: 男女別高齢者の相対的貧困率の推移(%) -女性-

	高齢者の 就労収入	高齢者の 当初所得	高齢者の 公的年金	家族の 当初所得	世帯の 総収入	世帯の 可処分所得
	①'	①	②	③	④	⑤
1985	90.1	88.5	69.6	34.2	20.6	24.4
1988	91.4	88.9	63.0	40.9	19.8	23.6
1991	91.3	88.4	60.6	43.5	21.8	25.4
1994	90.7	87.7	55.2	48.0	22.7	25.4
1997	90.7	87.9	50.6	50.9	21.8	24.6
2000	90.7	86.5	44.1	54.8	20.5	23.4
2003	92.4	89.0	40.1	61.7	20.9	24.7
2006	91.1	86.7	37.0	61.2	20.0	24.5
2009	92.1	86.9	32.4	64.5	19.4	22.8
2012	91.2	85.7	30.2	65.0	19.0	22.1
2015	89.5	84.0	29.4	65.5	19.2	22.3

出所:「国生」より筆者ら作成。

付 4a: 年齢別高齢者の相対的貧困率の推移(%) -65-74 歳-

	高齢者の 就労収入	高齢者の 当初所得	高齢者の 公的年金	家族の 当初所得	世帯の 総収入	世帯の 可処分所得
	①'	①	②	③	④	⑤
1985	79.4	76.7	49.8	37.5	19.3	22.9
1988	83.3	80.3	44.9	44.8	17.9	21.4
1991	82.4	78.8	40.4	47.0	18.1	21.6
1994	81.6	77.7	36.6	50.2	18.4	21.2
1997	82.5	78.8	32.2	53.3	17.1	19.9
2000	83.5	78.2	27.8	57.2	16.4	19.5
2003	85.6	80.9	25.7	61.5	15.9	19.3
2006	83.5	77.9	21.5	61.5	14.7	19.4
2009	84.2	77.5	19.6	62.3	13.8	16.5
2012	82.2	75.0	18.8	61.0	13.7	17.0
2015	79.4	72.1	17.6	60.3	13.4	16.7

出所:「国生」より筆者ら作成。

付 4b: 年齢別高齢者の相対的貧困率の推移(%) -75 歳以上-

	高齢者の 就労収入	高齢者の 当初所得	高齢者の 公的年金	家族の 当初所得	世帯の 総収入	世帯の 可処分所得
	①'	①	②	③	④	⑤
1985	92.5	90.9	74.2	31.6	19.3	23.1
1988	93.0	90.0	67.5	38.9	19.8	23.8
1991	93.6	90.6	66.4	40.7	21.6	25.3
1994	94.0	91.1	61.3	46.4	23.5	26.3
1997	93.7	91.0	57.1	49.3	23.3	26.0
2000	93.6	89.8	49.4	52.4	20.9	23.6
2003	95.5	92.7	43.1	62.4	21.3	25.3
2006	94.4	90.4	39.9	61.4	20.1	24.5
2009	95.8	91.1	33.3	66.3	19.0	22.8
2012	95.9	91.2	30.8	68.1	18.5	21.3
2015	94.5	89.7	31.0	68.5	19.9	22.9

出所:「国生」より筆者ら作成。